

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く）)

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

令和6年12月11日

独立行政法人水資源機構分任契約職

沼田総合管理所長 小島 幸康

1. 業務概要

- (1) 業務名 下久保ダム堤体コンクリート健全度調査検討業務
- (2) 業務内容 本業務は、下久保ダム堤体のコンクリート表面の状態をデジタル画像撮影し、その画像からダム下流面のひび割れ等の変状を示す展開図作成及びコンクリート変状調査を実施するとともに、過去の調査結果と比較し、コンクリートの変状の進行の程度について整理・評価するものである。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から180日間

2. 参加資格

基本的要件

(1) 以下の各号に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）が発注した業務の請負契約において、本公示の日から過去2年以内に次の1)から7)までのいずれかに該当する事実があると認められる者
 - 1) 契約の履行にあたり、故意に業務を粗雑にした事実
 - 2) 公正な競争の執行を妨げた事実又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した事実
 - 3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた事実
 - 4) 監督又は検査の実施にあたり、役員又は職員の職務の執行を妨げた事実
 - 5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった事実
 - 6) 受注者の責めに帰すべき事由により契約解除をした事実
 - 7) 1)から6)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した事実
- ③ 機構と締結した請負契約に基づく賠償金、損害金、違約金又はこれらの遅延利息を支払っていない者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続き開始若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始がなされ、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る機構の認定を受けていない者又は手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者
- ⑤ 参加表明書及び技術提案書又は添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- ⑥ 営業に関し法律上必要とされる資格を有しない者
- ⑦ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、機構発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者

(2) 機構における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格業者のうち、測量・建設コンサルタント等の業種区分の「土木関係建設コンサルタント業務」の認定を受けていること。ただし、本公示時に一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者についても、参加表明書及び参加資格確認資料（以下「参加表明書等」という。）を提出することができるが、競争に参加するためには、技術提案書の提出期限において、一般競争（指名競争）参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

なお、参加資格の認定を受けていない者の参加方法については、「入札参加条件等について」を参照すること。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、一般競争（指名競争）参加資格の再審査に係る再認定を受けていること。
- (4) 事業協同組合等として参加表明書等を提出した場合、その構成員は、単体として参加表明書等を提出することはできない。
- (5) 参加表明書等の提出期限から開札の時までの期間に、機構から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（以下「指名停止措置要領」という。）に基づき、利根川水系及び荒川水系関連区域内において指名停止を受けていないこと。
- (6) 機構が発注した業務のうち、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間に元請けとして完成・引渡された業務の実績がある場合においては、「設計業務」に係る測量等業務成績評定表の評定点の年平均が2年連続で60点未満でないこと。
- (7) 参加表明書等を提出しようとする者の間に次に示すいずれの関係にも該当しないこと。

なお、いずれかの関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡をとることは競争契約入札心得第6条第2項の規定に抵触するものではない。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）。

- 1) 親会社と子会社の関係
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の関係をいう（子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）。

- 1) 一方の会社の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (A) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - (B) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - (C) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - (D) 組合の理事
 - (E) その他業務を執行する者であって、(A)から(D)までに掲げる者に準ずる者
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている関係
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている関係

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる関係

上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる関係

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

- (1) 参加表明者の経験及び能力
- (2) 配置予定技術者の経験及び能力
- (3) 本業務の実施体制（再委託又は技術協力の予定を含む）

4. 技術提案書を特定するための評価基準

- (1) 配置予定技術者の経験及び能力
配置予定技術者の資格、同種業務又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績
- (2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他
業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性
- (3) 評価テーマに関する技術提案

5. 手続き等

- (1) 担当事務所
〒378-0051 群馬県沼田市上原町 1682 番地
独立行政法人水資源機構 沼田総合管理所 総務課 藤井
電話 0278-24-5711 F A X 0278-22-7565
- (2) 業務説明書等の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間：令和6年12月11日（水）から令和6年12月26日（木）17時まで
 - ② 交付方法：下記の【入札情報サービス URL】の【発注情報】から行うので、希望者
該当案件を検索のうえ、ダウンロードすること。
入札情報サービス URL：
https://water.efftis.jp/juchusya-water/PPI/PPI_P/
業務説明書等の交付を受けた者は、別紙「業務説明書等の交付受領書」を FAX に
より提出して下さい。
 - ③ 交付費用：交付費用は無料とする。
- (3) 参加表明書等の提出期限並びに提出場所及び方法
 - ① 提出期限：令和6年12月26日（木）17時
 - ② 提出場所：上記(1)に同じ。
 - ③ 提出方法：郵送（信書として送達し、かつ、配達の記録が残る方法）により提出することとし、電送によるものは受け付けない。
- (4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
 - ① 提出期限：令和7年1月24日（金）17時
 - ② 提出場所：上記(1)に同じ。
 - ③ 提出方法：上記(3)の③に同じ。

6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金
受注者は、契約保証金を機構に納付することとする。ただし、水資源債券の提供、銀行等又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 本業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を本業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 5. (1)に同じ
- (6) 2. (2)に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も5. (3)により参加表明書等を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (7) 詳細は業務説明書による。